

〔平 16 . 1 . 23 〕
〔金融小 3 - 1 〕

資 料

（平成 16 年度税制改正関係）

目 次

・ 平成16年度の税制改正に関する答申（抄） - 金融・証券税制 -	1
・ 平成15・16年度改正による金融・証券税制の大幅な軽減・簡素化	2
・ 公募株式投資信託譲渡益課税の改正（案）	3
・ 株式に対する課税制度（改正案）	4
・ 主な個人向け金融商品に対する課税関係 [概要]	5
・ 金融資産性所得間の損益通算について（平成16年1月1日以降）	6
・ 販売会社が顧客から買い取った公募株式投信を解約した場合の源泉徴収免除	7
・ 平成16年度税制改正の要綱（抄）	8

平成 16 年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成 15 年 12 月〕
〔政府税制調査会〕

二 個別税目の改正

1．個人所得課税

（5）金融・証券税制

平成 15 年度税制改正においては、「貯蓄から投資へ」という政策要請を受け、上場株式等の配当及び譲渡益、公募株式投資信託の収益分配金に対する税率が 5 年間 10% に軽減された。また、投資家利便の向上のため、申告不要制度が導入された。当面、平成 16 年度においては、これらの措置の円滑な実施を図る必要がある。

将来の金融・証券税制のあり方については、金融商品間の中立性を確保し、簡素かつ安定的な税制を構築するため、金融資産性所得に対する課税をできる限り一体化する方向を目指すべきである。そのためには、金融資産性所得の範囲や税率、損益通算など多岐にわたる課題について理論的・実務的検討が必要である。納税者の利便と適正な執行への配慮も欠かせない。納税者番号制度など納税環境の整備を進めていくことが重要である。今後、かかる諸課題について、金融小委員会において検討を進めていく。

平成15・16年度改正による金融・証券税制の大幅な軽減・簡素化

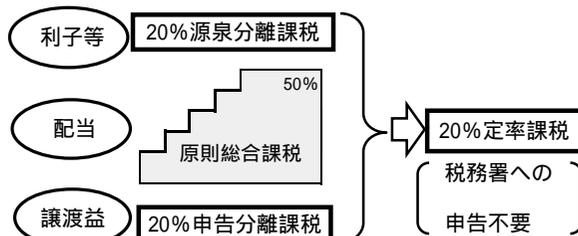
将来の「課税の一体化」に向けた措置

+

当面の優遇措置

預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制

上場株式等の配当課税の軽減・簡素化【15年度改正】



上場株式等の譲渡益課税（特定口座の改善・簡素化）【15年度改正】

- ・ 「みなし源泉分離」から「実額源泉分離」へ
- ・ 税務署への申告不要

公募株式投資信託の課税

【15年度改正】

- ・ 収益分配金・譲渡益を株式並み課税に
- ・ 償還（解約）損と株式譲渡益の通算を可能に

【16年度改正案】（上場株式並み課税化）

- ・ 譲渡益に対する税率を20%（改正前：26%）に
- ・ 特定口座における管理を可能に
- ・ 損失の繰越しを可能に

非上場株式の譲渡益課税の軽減

【16年度改正案】

- ・ 譲渡益に対する税率を20%（改正前：26%）に

【15年度改正】

上場株式等の配当
 公募株式投資信託の
 収益分配金
 上場株式等の譲渡益

【16年度改正案】

公募株式投資信託の
 譲渡益

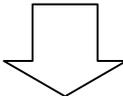
当面の優遇税率

10%

公募株式投資信託譲渡益課税の改正(案)

	公募株式投資信託	(参考)上場株式・ETF等
譲渡所得	26%申告分離課税 ↓ 【改正案】 20%申告分離課税 (平成19年12月31日までは、10%)	20%申告分離課税 (平成19年12月31日までは、10%)
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 特定口座での 取扱い </div>	× 【改正案】	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 譲渡損失の 繰越控除 </div>	× 【改正案】	
配当所得	20%源泉徴収 (平成20年3月31日までは、10%)	20%源泉徴収 (平成20年3月31日までは、10%)
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 申告不要 </div>	適用 (上限なし)	適用 (上限なし)
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 配当控除 </div>	適用(1/2)	適用

株式に対する課税制度(改正案)

	上場株式・ETF等	非上場株式
譲渡所得	20%申告分離課税 (平成19年12月31日までは、10%)	26%申告分離課税  【改正案】 20%申告分離課税

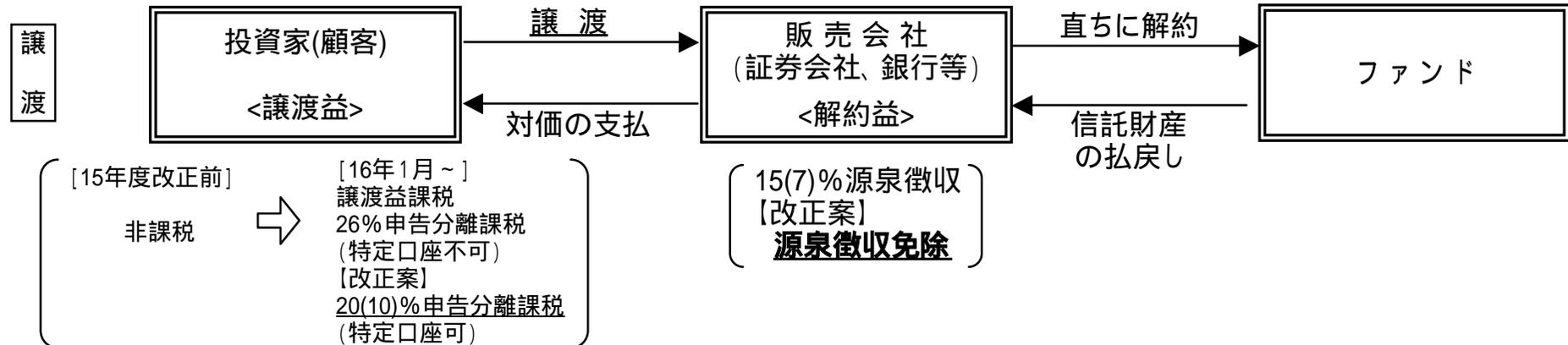
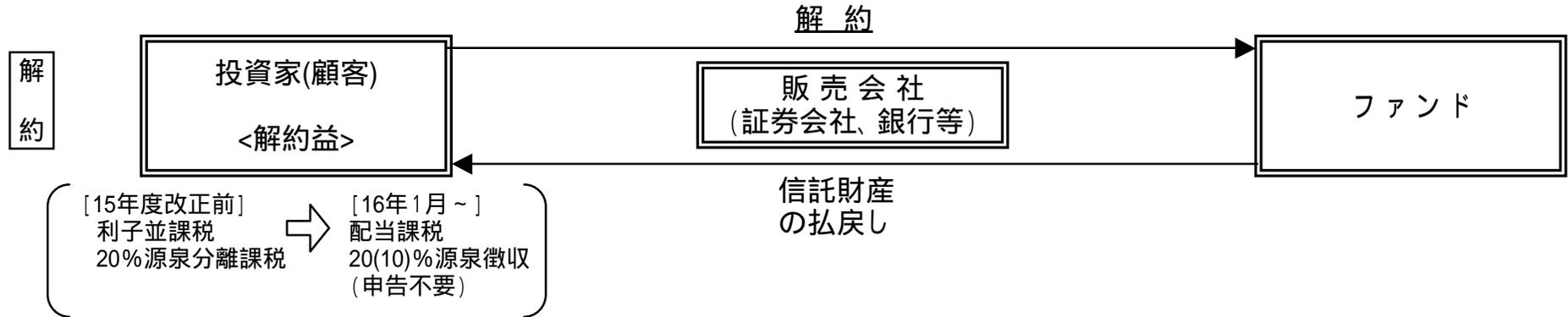
主な個人向け金融商品に対する課税関係 [概要]

		保有段階	換金段階	
			売却	払戻し(解約・償還)
預貯金	普通預金	利子所得[20%源泉分離課税]	-	-
公社債	利付債	利子所得[20%源泉分離課税]	非課税	雑所得[総合課税]
	割引債	-	非課税	雑所得[発行時18%源泉分離課税]
株式	上場株式	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	-
	非上場株式	配当所得[20%源泉徴収]	譲渡所得[26%申告分離課税] 【改正案】20%申告分離課税	-
投資信託等	公社債投資信託	利子所得[20%源泉分離課税]	非課税	利子所得[20%源泉分離課税]
	公募株式投資信託	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[26%申告分離課税] 【改正案】20(10)%源泉徴収選択	配当所得[20(10)%源泉徴収]
	ETF	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	-
	Jリート	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	-

金融資産性所得間の損益通算について（平成16年1月1日以降）

損 失 収 益	株式・ETF・Jリート		公募株式投資信託		
	保有段階	換金段階	保有段階	換金段階	
	配当 (配当所得) [20(10)%源泉徴収]	譲渡益 (株式譲渡所得) [20(10)%源泉徴収選択]	期中分配金 (配当所得) [20(10)%源泉徴収]	解約・償還益 (配当所得) [20(10)%源泉徴収]	譲渡益 (株式譲渡所得) [26%申告分離課税] 【改正案】 [20(10)%源泉徴収選択]
株 式 E T F Jリート 公募株式投資信託 (譲渡損)	×		×	×	
公募株式投資信託 (解約・償還損)	×		×	×	

販売会社が顧客から買い取った公募株式投信を解約した場合の源泉徴収免除



平成 16 年度税制改正の要綱（抄）

16 . 1 . 16

閣 議 決 定

三 金融・証券税制

- 1 公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における譲渡所得等の金額について、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の優遇税率（7%）を適用する。

（注）上記の改正は、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う公募株式投資信託の受益証券の譲渡による所得について適用する。

- 2 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等

- (1) 特定口座内保管上場株式等の範囲に、公募株式投資信託の受益証券を加える。

（注）上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。なお、外国投資信託以外の公募株式投資信託については、同年 10 月 1 日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。

- (2) 特定口座の取扱者の範囲に、銀行、協同組織金融機関又は登録金融機関を加える。

（注）上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に設定される特定口座について適用する。

- 3 公募株式投資信託の受益証券の譲渡による損失について、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象とする。

- 4 公募株式投資信託の受益証券の販売をする証券業者、銀行、協同組織金融機関、登録金融機関又は投資信託委託業者（以下「証券業者等」という。）が、顧客からの買取請求により公募株式投資信託の受益証券を買い取った場合において、当該受益証券が、その設定（追加設定を含む。）の際に当該顧客に取得され、その取得の時から社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の方法により管理されているときは、当該証券業者等が当該受益証券の買取りをした日又は同日の翌営業日の当該公募株式投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が所有していた期間に対応する部分については、一定の要件の下で、源泉徴収を行わないこととする。

（注）上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に買い取った公募株式投資信託の終了又は一部の解約について適用する。

- 5 特定口座を開設する居住者等が出国をする場合において、その特定口座での上場株式等の出入れを行わないことその他一定の要件の下で、その者の帰国後にその特定口座の継続適用を認める。

（注）上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に出国をする場合について適用する。

6 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を 15%（現行 20%）に引き下げる。（再掲）

（注）上記の改正は、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用する。

7 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、次の措置を講ずる。

(1) 転職者等の非課税継続適用期間を 2 年（現行 1 年）に延長する。

（注）上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に離職等をした場合について適用する。

(2) 公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る財形住宅（年金）非課税貯蓄契約につき目的外払出しをした場合における遡及課税について、上場株式等の配当等に係る優遇税率は適用しないものとする。

（注）上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に目的外払出しの事実が生じた場合について適用する。

8 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、次の措置を講ずる。

(1) 適用対象となる短期公社債の範囲に、外国法人が発行する振替外債で短期外債（いわゆる電子 C P）に該当するものを加える。

(2) 短期社債及び短期外債の譲渡及び償還等に係る支払調書制度等を整備する。

（注）上記(1)の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に発行される短期外債について適用する。また、上記(2)の改正は、平成 18 年 4 月 1 日以後に発行される短期社債及び短期外債について適用する。

(3) 適用対象となる特定振替記載等がされる特定短期公社債の範囲に、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる割引短期国債等を加えるとともに、譲渡に係る支払調書制度及び各人別帳簿制度の整備等を行う。

（注）上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後の振替記載等について適用する。

八 その他

3 その他

(10) 信託業法の改正に伴い、次の措置を講ずる。

① 外国法人である信託会社が受託する一定の信託が国内において支払を受ける一定の利子等又は配当等については、内国法人である信託会社が受託する場合と同様に、所得税の源泉徴収を行わない。

② 特定信託の受託者である外国法人に対しては、特定信託の受託者である内国法人と同様に、その特定信託の各計算期間の所得について、法人税を課す。

③ 信託受益権の譲渡対価の受領者の告知及び居住者等の信託受益権の譲渡対価に関する調書制度の整備を行う。

④ 外国の信託会社の免許等について、登録免許税の整備を行う。

⑤ その他所要の措置を講ずる。